

せいそう 労働者 速報

2016 年 10 月 27 日
No. 1104
東京清掃労働組合
企画・総務局

平成 28 年度給与改定（第 1 回）専門委員会交渉

特別区人事委員会勧告の内容に疑問

- 公民較差 584 円は実質のマイナス勧告
- 業務職給料表を早期に提示し十分な協議を

2016 賃金確定闘争は、本日から専門委員会交渉にステージを移し、具体的な議論に入りました。今期 1 回目の専門委員会交渉は「勧告の精査」についてです。10 月 11 日に示された特別区人事委員会勧告に対する区長会の考え方を確認し、問題点を追及してきました。

○公民較差について

今回の勧告は、公民較差 584 円（0.15%）を解消するため、月例給を引上げ、一時金については 0.1 月引上げ年間 4.4 月にするということです。しかし現在自宅に係る住居手当の廃止に伴う経過措置期間にあり、民間給与との比較を行う職員の平均給与月額における住居手当の額は、▲713 円となっており実質的には▲129 円のマイナス勧告となります。

区長会からは「昨年に比べれば賃上げの勢いが弱まってきており、額としては少なくなったが、一時金について 4.4 月というのは東京都と 23 区だけで、住民の理解を得ながら慎重に進めていく必要がある。」
「公民較差には様々な要因があり、子に対する扶養手当も上がっている。引下げと言う認識はありません。」という我われの主張に反する考え方を示しています。

あわせて、年金の一元化によって掛金の算定方式が「標準報酬制」となり、区民の衛生環境を守るために祝日を休まず働いている清掃職員は、大幅な掛金の引上げになっています。家計に与える影響も大き

く、共済掛金は生計費と考えるべきです。

一時金支給月数の引上げ分を勤勉手当に割り振ることについても、国家公務員の勤勉比率より高いことを指摘しました。そもそも、「期末手当・勤勉手当」の支給割合は、労使協議によるものであり、人事委員会が勧告すべきものではないと考えています。という組合側に対し区長会からは「民間ボーナスの効果査定に占める割合は 5 割であり、公務員はまだ低い状況にあります。勧告は妥当と考えています。」との考えが示されました。

○業務職給料表について

09 確定交渉で、業務職給料表と行（一）給料表との関連付けを確認しました。行（一）給料表はすでに示されており、業務職給料表も直ちに提示できるはずですが、いつ示してもらえるのかとの問いに対しては、「昨年の交渉結果、人事委員会勧告の内容を踏まえ、慎重に検討を進めています。固まり次第お示しします。」という回答のみを繰り返し提示日を明らかにしませんでした。

我われとしては、勧告でしめされた「管理職及び係長職の職責が高まっていることを考慮し、4 級以上の級において引上げを強め、6 級以上の級においては更に強めた引上げを行う」が業務職給料表にどう関連付けされるのか、早期に業務職給料表を提示させ、十分に協議する必要があります。

○人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

この間の車付雇上に至る経過を含め、現状の問題、今後社会的にますます大きく取り上げられる可能性を含め意見を述べてきました。

この他、協議事項は山積しています。政治的圧力の見え隠れする勧告を跳ね貸し引き続き、交渉を強化していきますので、「せいそう労働者速報」を活用し、職場での情報共有と意思統一をお願いします。